

（附則第三十一条関係）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事務	法律	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）	<p>一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第二十九条、第三十条から第三十七条まで（第三十条第二項及び第四項並びに第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第八十条並びに第八十</p>	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）	<p>一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が第十九条第一項から第五項まで、第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第四項、第二十九条、第三十条から第三十七条まで（第三十条第二項及び第四項並びに第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十三条第四項（第五十条の二第四項及び第五十五条において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第八十条並びに第八十</p>

一条の規定により処理することとされている事務

二 都道府県が第二十三条第一項及び第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条（第十五条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十一条第二項並びに第五十三条第一項及び第三項（第五十四条の二第四項及び第五十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条の二、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務

三 市町村が第四十三条第二項、第七十七条第一項及び第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務

四 福祉事務所を設置しない町村が第十九条第六項及び第七項、第二十四条第六項並びに第二十

一条の規定により処理することとされている事務

二 都道府県が第二十三条第一項及び第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条（第十五条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十一条第二項並びに第五十三条第一項及び第三項（第五十四条の二第四項及び第五十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条の二、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務

三 市町村が第四十三条第二項、第七十七条第一項及び第七十八条並びに第七十四条の二において準用する社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務

四 福祉事務所を設置しない町村が第十九条第六項及び第七項、第二十四条第六項並びに第二十

	(略)		<p>五条第三項の規定により処理することとされている事務</p>
	(略)		<p>五条第三項の規定により処理することとされている事務</p>
<p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</p>		<p>一 都道府県が第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項）において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八條第二項、第五十九條第二項、第六十二条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条並びに第九十七条において準用する民法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 指定都市及び中核市が第三十一条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八條第二項、第五十九條第二項、第六十二条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条並びに第九十七条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p>	
<p>社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）</p>			<p>五条第三項の規定により処理することとされている事務</p>
			<p>五条第三項の規定により処理することとされている事務</p>
			<p>五条第三項の規定により処理することとされている事務</p>

(略)	
(略)	<p>第五十五条において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>三 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第五項の規定により処理することとされている事務</p>
(略)	
(略)	<p>に第五十三条において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>三 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が第五十六条第二項及び同条第四項において準用する第五十四条第五項の規定により処理することとされている事務</p>